

■ この自治基本条例ってどんなもの？

この条例は、草加市すべての市民の自由と平等と公正を保障する『だれもが幸せなまち』をつくるためにできました。

草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割と責務が定められています。

■ この条例で何が出来るの？

『みんなで創る みんなの草加』の実現に向け、市民の提案権や発言の場などが保障され、市民のみなさんが直接まちづくりに参加できるしくみが出来ました。現在、草加市では、具体的な取り組みを実施しています。

◀ **取り組み内容の詳細は、中面をご覧ください!**

■ どうしたらいいの？

まず、何かからはじめたいかわからない人も、同じ様な考えを持つ仲間を捜したい人も、相談に来て下さい。みんなで話し合いながら、すすみましょう!!



市役所内 みんなでまちづくり課
048-922-0796

草加市立市民活動センター
048-920-3580

『みんなでまちづくり自治基本条例』は、市民・議会・行政の3者でつくりました

● 10年度(1998)

- 市制施行40周年記念事業「パートナーシップによるまちづくりシンポジウム」(市民各層からなる実行委員会により、市内7カ所のミニシンポジウム及び全体シンポジウム)を開催。日常生活の様々な問題が提起。
- 実行委員会と市長で、「パートナーシップによるまちづくりを発展させるため、仕組みづくりに取り組む」ことを確認。

● 11年度(1999)～12年度

- 市民のまちづくり促進などを目的とした「(仮称)パートナーシップまちづくり条例」検討立案(コンサルタント委託)。

● 13年度(2001)

- 市民団体代表者:5名、公募市民:2名、学識経験者:3名の計10名からなる「(仮称)パートナーシップまちづくり条例懇話会」を設置。
- 検討会・会議(平成13年12月5日～平成14年12月2日、計14回)を開催。

● 14年度(2002)

- 7月:広報で懇話会の中間報告及びパブリックコメントを実施。(最終案で名称が「パートナーシップまちづくり条例」から「みんなでまちづくり条例」に変更)
- 3月:「みんなでまちづくり条例」を議会に上程。
- 3月:市議会で「みんなでまちづくり条例審査特別委員会」を設置(市議会議員:9名が選任)。継続審査に入った。

● 15年度(2003)

- 市議会「みんなでまちづくり条例審査特別委員会」において、公聴会など(平成15年3月20日～平成16年6月2日、計21回)を開催。

● 16年度(2004)

- 6月:市議会で「草加市みんなでまちづくり条例」を「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」として修正可決された。
- 10月1日:「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」施行。
- 10月28日:「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に定めるまちづくり活動の登録等に関する規則」及び「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則」施行。
- 10月～登録員募集開始

『まちづくり登録員』を募集しています!

登録員になると、みんなでまちづくり会議に議題を提出する事ができる他、みんなでまちづくり会議に出席をして、発言することができるようになります。

提案できる内容

- (1) まちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

みなさんも、一緒に草加のまちづくりを考えませんか?

登録をすると、こんなカードが発行されます



登録員の申請書等資料は、みんなでまちづくり課のほか、市民活動センター、市役所情報コーナー、サービスセンター、コミュニティセンター、公民館、文化センターにあります。

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」や規則の全文は、市役所ホームページの例規集で閲覧できます。また、みんなでまちづくり課の事業紹介や各種書類は、市役所ホームページの暮らしのガイド/行政組織(電話番号一覧)みんなでまちづくり課でご覧になれます。



草加市みんなでまちづくり自治基本条例



草加市 自治文化部
みんなでまちづくり課